

コミュニケーション関連施策の取り組みについて

1 小学校での手話体験教室

小学4年生を対象に、聴覚障害当事者の話を聞いて、生活の中での困りごとやコミュニケーション方法を学ぶ。また、児童が自ら手話でのコミュニケーションを体験し、コミュニケーションの楽しさや、必要や配慮などを知ることを目的に開催。

また、令和2年度は全市立小学校（28校）と養護学校（1校）に学習用DVD（内容：聞こえないこと、ろう者体験談、手話の実技）を作成し、配付した。今年度は小学校側から希望のあった2校で実施した。

来年度以降は、感染症の拡大状況により、実施方法を検討する。



例年は小学校に訪問しての実施



2020年度は、学習用DVDを作成して配付

【実施状況】

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
学校数	10校	15校	9校	19校	22校	DVD	2校

2 バリアフリー教室の開催

小学4年生を対象に、「総合的な学習」の時間における福祉学習の一環として、児童が自ら体験し、あわせて障害当事者とのコミュニケーションを図ることで、当事者を身近な存在と感じ、相手のことを理解して思いやる気持ちを育むことを目的として、今年度から開催。視覚障害のある職員と車いすユーザーの職員が講師を担当し、今年度は4校で実施。



視覚障害のある職員の体験談



車いすユーザーの職員の体験談を聞いたあと、実際に車いす体験を行う

3 あかし手話チャンネルでの情報発信

令和2年6月から広報あかしの特集や重要な情報について、YouTube上で新たに市動画チャンネル「あかし手話チャンネル」を開設し、手話動画を順次公開している。出演は、ろう者の市職員が担当し、手話による聴覚障害者向けの情報を充実させることを目的としている。



広報あかしの内容は、1日号と15日号の発行日にYouTubeにアップ



相談できる日は、月・火・金曜日の午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～4時30分です。

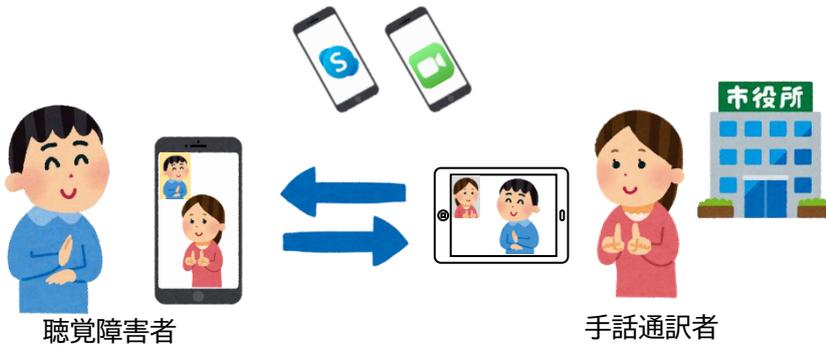


↑あかし手話チャンネルはこちらから

4 あかし手話サービスの開始

令和3年7月から、聴覚に障害のある人が、アプリ（フェイスタイム、スカイプ）のビデオ通話機能を使って、手話で市に問い合わせができるサービスを開始。聞こえる人が市役所に電話で問い合わせると同じように、手話で市役所の手話通訳者にかけることができ、他課への問い合わせもテレビ電話をつないだまま通訳職員が電話または移動して通訳を行う。また、手話通訳者からも登録されている聴覚障害者にかけることができるため、双方向でのやり取りが可能。

(令和4年1月末時点の登録者は34名)



【利用件数】

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
件数	13	21	20	15	28	19	16

【主な利用内容】

- ・手話通訳派遣申請の変更や詳細の聞き取り
- ・補聴器や日常生活用具の申請時期の問い合わせ
- ・マイナンバーカードの申請について問い合わせ
- ・コロナやワクチンに関する問い合わせ
- ・入院中のろう者と病院スタッフとの会話通訳にも利用した例もあり

5 要約筆記啓発チラシの医療機関への配付

中途失聴・難聴者の市民が医療機関受診の際に、医師等からの説明が理解しやすいように、要約筆記者の派遣ができることや、聴覚障害者のコミュニケーション理解のため、令和2年1月に明石市医師会と明石市歯科医師会を通じ、医療機関へ要約筆記の啓発チラシの配付を行った。



6 手話動画による意見公募の開始

手話を主たるコミュニケーション手段としている人を対象に条例（素案）に関する意見を手話動画での受付を開始。提出方法は、意見を動画撮影しメール添付や市役所に来て撮影する方法など個別に対応。

広報あかし1月15日号では、次の条例（素案）について募集を行った。

- ① すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例（素案）
- ② （仮称）明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例（素案）

結果、①について、2名より手話動画での提出があった。

今後も市が意見公募を行う他の条例や行政計画についても、順次、手話動画による意見の受付を実施する。

パブリックコメント募集
一部 手話動画でもご意見をお寄せください

市は、手話を言語として定める「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を全国で初めて制定するなど、すべての人にやさしいまちづくりを進めています。一部の意見公募で、手話動画による意見の受け付けを始めます。

手話を撮影・録画したデータをメールで各提出先へ。
※市のメールは10MBまでのデータしか受信できません。データが10MBを超える場合は各提出先にお問い合わせください。

<p>▶すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例（素案）</p> <p>内容 誰一人取り残されることのないインクルーシブな社会を実現するための、まちづくりの指針となる新たな条例（素案）</p> <p>募集期間 1月19日まで</p> <p>提出先 SDGs推進室インクルーシブ担当 TEL 918-6037 FAX 918-5294 seisaku@city.akashi.lg.jp</p>	<p>▶（仮称）明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例（素案）</p> <p>内容 海域などにおける水上オートバイなどの利用にともなう事故を防止し、海域等利用者の生命、身体、財産の保護を図ることを目的とする条例（素案）</p> <p>募集期間 1月23日まで</p> <p>提出先 海岸・治水課 TEL 918-5042 FAX 918-5109 meikai@city.akashi.lg.jp</p>
---	---

※条例（素案）は市ホームページに掲載するほか、各提出先・各市民センターなどで閲覧できます

7 本会議中継に手話通訳のワイプ挿入開始



平成30年9月議会から、演壇での発言には横に並んだ手話通訳者は中継映像でも映っていたが、2回目以降の議員や理事者の発言は自席となるため、手話通訳は映っていなかった。令和3年度8月臨時議会より、すべての発言が手話通訳付きで視聴できるようにするため手話通訳のワイプを挿入した。

○他にも議会だより音訳版、点字版（令和3年3月議会号）も発行しています。

8 あかし市民図書館「Let's みんなで手話」

図書館利用者・市民の方々に、手話や聴覚障害について理解をひろめるきっかけとするため、本年2月4日から18日までの2週間、あかし市民図書館の一角にコーナーを設置し、市が作成した手話動画の放映や手話に関する本の展示などを行った。



9 ワクチン接種に関する情報提供等

- ① 点字版、音訳版、やさしい日本語版のお知らせを作成し、必要な方に提供。
点字版…これまでご希望により点字での案内をしたことがある人に点字版を発送。
音訳版…明石市視覚障害者福祉協会の会報で周知。
やさしい日本語版…明石障がい者地域生活ケアネットワーク（135E ネット）の加盟団体、明石市障害当事者等団体連絡協議会（通称：あすく）に情報提供。
- ② 手話付予約方法説明動画を市ホームページに掲載、FAXでの予約申込書を作成し、予約から派遣申請までの流れまでの案内とともに送付。
- ③ 市民病院内にワクチン接種特設会場を設置
障害により不安感が強く、一般の集団接種会場での接種が困難な人専用を設置。
- ④ 医療機関へ合理的配慮を依頼
ワクチン接種医療機関に対して、医師会を通じて障害のある人への合理的配慮を依頼。

10 職員対象に「なるほど！ザ・配慮通信」を発行（別紙参照）

コロナ禍で職員対象の研修が困難なため、障害のある人への配慮や関連する情報を通信として令和3年4月から月1回発行。

- 1 回目(4月号)「合理的配慮&視覚障害について」
- 2 回目(5月号)「手話言語障害者コミュニケーション条例&聴覚・言語障害について」
- 3 回目(6月号)「障害のある人の困りごと&肢体不自由について」
- 4 回目(7月号)「障害者差別解消・車いすについて」
- 5 回目(8月号)「ヘルプマーク・ヘルプカードについて」
- 6 回目(9月号)「パラスポーツ【ボッチャ】について」
- 7 回目(10月号)「デフリンピックについて」
- 8 回目(11月号)「スペシャルオリンピックス&知的障害について」
- 9 回目(12月号)「障害者週間&発達障害について」
- 10 回目(1月号)「介助犬について&ユニバーサルマナー研修について」
- 11 回目(2月号)「駅や公共交通のバリアフリーについて&内部障害について」

